

はじめに

近年、地球規模で鳥インフルエンザ(H5N1)が発生し、ヒトへの感染例も多数報告されるようになり、新型インフルエンザ発生の可能性が高まってきている。また、過去にも1918年スペインかぜ(2,000～5,000万人死亡)、1957年アジアかぜ(100～400万人死亡)、1968年香港かぜ(100～400万人死亡)とインフルエンザウイルスは、10～40年の周期で、ウイルスのタイプが全く異なる新型インフルエンザとなって世界で大流行(パンデミック)し、その都度、人類に対して甚大な被害と社会的影響をもたらしてきた。

新型インフルエンザウイルスが出現した場合、人類は免疫のない状態で新しいウイルスと直面することとなる。また未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。都市化、国際的な輸送、交通網の発達などにより過去の流行と比較すると、より急速に世界中に広がり、より多くの患者、重病者が発生することが予想される。

これらが発生した場合は国の危機管理として対応する必要があるということで、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。施行期日平成25年4月13日)が制定され、政府行動計画は平成25年6月7日に策定された。また感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。そして山梨県も「山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画」が平成26年2月4日策定された。

中央市においても、国・山梨県の行動計画をもとに、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、体制整備や発生の際の措置等の対策の強化を図る「中央市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定するものである。